

大阪府個人情報保護条例の運用状況

(令和4年度)

1	個人情報取扱事務の登録	1
2	個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問	1
3	不服申立ての処理状況	2
4	個人情報の開示請求	3
5	個人情報の訂正請求及び利用停止請求等	4
6	指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等	4
7	口頭の請求による即時開示	4
8	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況	6

1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、府政情報センターで閲覧に供した。

担 当 部 局 名		件 数
知	事	2, 3 1 9
担 当 部 局 別 内 訳	副 首 都 推 進 局	0
	政 策 企 画 部	1 0 7
	万 博 推 進 局	0
	総 務 部	5 2
	財 務 部	3 3
	ス マ ー ト シ テ ィ 戦 略 部	8
	府 民 文 化 部	2 1 8
	I R 推 進 局	6
	福 祉 部	4 9 8
	健 康 医 療 部	3 7 7
	商 工 労 働 部	2 9 9
	環 境 農 林 水 産 部	3 8 6
	都 市 整 備 部 (旧 建 築 部 含)	2 9 9
	大 阪 都 市 計 画 局	0
	港 湾 局	2 7
	会 計 局	9
教 育 委 員 会	2 3 4	
人 事 委 員 会	1	
監 査 委 員 会	1	
労 働 委 員 会	3	
海 区 漁 業 ・ 内 水 面 漁 場 調 整 委 員 会	4	
公 安 委 員 会	4	
警 察 本 部 長	2 0 7	
公 立 大 学 法 人 大 阪	1 7 1	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 病 院 機 構	9 4	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 産 業 技 術 研 究 所	3 3	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 環 境 農 林 水 産 総 合 研 究 所	2 6	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 健 康 安 全 基 盤 研 究 所	2 9	
合 計	3, 1 2 6	

2 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問

(1) 個人情報の取扱いに関する諮問

条例では、個人情報は本人から収集することなどを原則としているが、個人情報保護審議会の承認を得て例外的取扱いをしている。令和4年度は6件（知事6件）について承認された。

(注) 1件の諮問において、複数の承認を求めている場合があるので、事項別内訳の合計が諮問の件数を上回る場合がある。

諮問事項		3年度 から繰越	4年度 諮 問	4年度 答 申	答申の内訳	
					承認	不承認
件 数		0	6	6	6	0
事 項 別 内 訳	本人収集の原則の例外（7条3項7号）	0	2	2	2	0
	要配慮個人情報の収集禁止原則の例外（7条5項）	0	3	3	3	0
	目的外利用・提供禁止原則の例外（8条2項9号）	0	2	2	2	0
	オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外（8条5項）	0	1	1	1	0

(2) 個人情報保護条例の運用に関する諮問

条例第57条第1項に基づき個人情報保護条例の運用に関して諮問を行っているが、令和4年度は、2件諮問された。

区分	3年度から 繰越(件)	4年度 諮問(件)	4年度 答申(件)
諮問件数	0	2	2

(3) 特定個人情報保護評価書の第三者点検に関する諮問

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)では、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等は、特定個人情報の取扱いに関し、特定個人情報保護評価書を作成・公表し、全項目評価書については、第三者点検を行うこととなっている。

大阪府では、全項目評価書及び重点項目評価書について、個人情報保護審議会に設置した特定個人情報保護評価点検部会において点検している。

令和4年度は重点項目評価書について1件の諮問があった。

区分	3年度から 繰越(件)	4年度 諮問(件)	4年度 答申(件)
諮問件数	0	1	1
内訳	全項目評価書	0	0
	重点項目評価書	0	1

3 不服申立ての処理状況

個人情報保護審議会においては、個人情報保護条例の規定による開示決定等に対する不服申立て及び同条例の運用に関する事項についての調査審議、個人情報保護制度の在り方についての建議に関する事務を行っている。

諮問された審査請求は17件で、過年度の諮問案件も含め7件の答申を行い、昨年度(3件)を上回る処理件数となった。

発出した答申について〔諮問から答申まで〕の平均日数は、494日【審査請求から裁決まで】の平均日数は720日を要した。

※ 審査請求事案は【審査請求→〔諮問→答申〕→裁決】との流れで処理される。

(不服申立ての処理状況)

公開請求に対する実施機関の決定について、令和4年度に諮問のあった審査請求は17件であった。

区分	係属 事案計 (A)+(B)+(C)	取下 げ件 数 (A)	処 理 件 数 (件)					(B)の うち 裁決済 件数	審議待ちの 件数(C)
			計 (B)	認容	一部 認容	棄却	却下		
2年度の諮問事案	11	0	11	0	1	10	0	11	0
3年度の諮問事案	7	0	5	0	3	2	0	5	2
4年度の諮問事案	17	0	0	0	0	0	0	0	17
計	35	0	16	0	4	12	0	16	19

※当該年度に諮問された事案に対し、どのような処理等がなされたかを表している。

(年度ごとの処理件数)

区 分	結 論	元年度(件)	2年度(件)	3年度(件)	4年度(件)
29年度の諮問	棄却	0	—	—	—
	一部認容	2	—	—	—
30年度の諮問	棄却	3	3	—	—
	一部認容	0	0	—	—

31(元)年度の 諮問	棄却	2	2	—	—
	一部認容	0	1	—	—
2年度の諮問	棄却	—	4	3	3
	一部認容	—	0	1	0
3年度の諮問	棄却	—	—	0	2
	一部認容	—	—	0	2
4年度の諮問	棄却	—	—	—	0
	一部認容	—	—	—	0
計	28	7	10	4	7

※年度ごとに何件処理を行ったかを表している。

(処理日数の分布)

処理日数	諮問～答申(件)	審査請求～裁決(件)
～400	1	0
400～500	3	1
500～600	2	1
600～700	1	2
700～	0	3
合計	7	7

4 個人情報の開示請求

[請求件数]

府の行政機関が保有する個人情報に関し1,649件(うち取下げ8件)の開示請求があり、このうち取下げを除く1,745件の決定を行った(1件の開示請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている)。その内訳は、全部開示決定が1,178件と最も多く、次いで部分開示決定が525件、不存在による非開示決定が28件となっている。

区 分		4年度(件)	3年度(件)
個人情報開示請求の件数		1,649	1,391
請求方法別 内 訳	窓口へ提出	1,109	938
	郵送	540	453
請求者別 内 訳	本人からの請求	1,350	1,304
	法定代理人からの請求	299	87
個人情報開示請求の取下げ件数		8	4
個人情報開示請求の件数(取下げ件数を除く。)		1,641	1,387
実施機関の決定の件数		1,745	1,427
決定内容別 内 訳	全部開示	1,178	895
	部分開示	525	498
	全部非開示	11	3
	不存在による非開示	28	29
	存否応答拒否による非開示	3	2
	適用除外による非開示	0	0
	要件不備による非開示	0	0
本人との利益相反による非開示(却下)		0	0

(注) 1 1件の開示請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1件の開示請求について、対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、開示・非開示等の決定と不存在による非開示決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非開示決定の内容

- ・ 部分開示：請求された個人情報に記載された行政文書に請求者以外の個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などが記載されていた場合に、請求者以外の情報や法人等の情報を非開示とし、請求された個人情報の部分は開示する決定（第15条）
- ・ 不存在による非開示：行政文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は取得していない場合など、請求された個人情報が存在しないことを理由とする非開示決定（第18条第2項）
- ・ 存否応答拒否による非開示：請求された個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報が明らかになることを理由として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（第16条）
- ・ 適用除外による非開示：刑事事件や少年保護事件に係る個人情報や刑事訴訟に関する書類及び押収物については、開示請求に係る規定を適用しないこととされていることを理由とする非開示決定（第46条）
- ・ 要件不備による非開示：請求された個人情報を特定するために必要な事項を記載するという開示請求の要件を満たさないことを理由とする非開示決定（第17条第1項第2号）
- ・ 本人との利益相反による非開示（却下）：未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求について、本人の利益に反すると認められることを理由に却下する決定（第12条第2項ただし書）

[非開示理由の適用状況]

非開示決定（不存在による非開示及び適用除外による非開示を除く。）の状況としては、公共安全支障情報を理由とするものが487件と最も多く、次いで、事務執行支障情報であることを理由とするものが426件となっている。

区 分	非 開 示 理 由	4 年 度 (件)
開示しない ことができる情報	法人等情報（14条1項1号、2項1号）	12
	意思形成支障情報（14条1項2号、2項1号）	3
	事務執行支障情報（14条1項3号、2項1号）	426
	評価等情報（14条1項4号、2項1号）	397
	公共安全支障情報（14条1項5号、14条2項2号、 14条2項3号）	487
	本人安全支障情報（14条1項6号）	0
開示しては ならない情報	本人権利利益侵害情報（14条1項7号）	5
	第三者の個人情報（13条1号）	423
	法令秘情報（13条2号）	9
	法定受託事務情報（13条3号）	0
部分開示＋全部非開示＋存否応答拒否による非開示の件数		539

(注) 1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非開示の総数より非開示理由別の件数が多くなっている。

5 個人情報の訂正請求及び利用停止請求並びに是正申出請求

令和4年度中、個人情報の利用停止請求1件があった。

6 指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等

指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報については、当該公の施設を所管する実施機関（指定実施機関）に対して、開示、訂正及び利用停止の請求ができることとされているが、令和4年度は、開示、訂正、利用停止とも請求がなかった。

7 口頭の請求による即時開示

試験の開示などその内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、口頭での請求に対し即時開示を行っている。

令和4年度は、13種の試験に対し、28,747件の即時開示を行った。

試験等の名称	4 年 度 (件)
クリーニング師試験	4
採石業務管理者試験	0
砂利採取業務主任者試験	0
狩猟免許試験	2
環境農林水産総合研究所農業大学校入学試験	4

技能検定	3
職業訓練指導員試験	0
府立高等職業技術専門校入校選考試験	0
大阪障害者職業能力開発校入校選考試験	0
大阪府立高等学校入学者選抜	28, 201
大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜	29
大阪府立富田林中学校入学者選抜	361
大阪府立大学工業高等専門学校入学者選抜	143
計	28, 747

(参考) 口頭により開示請求ができる個人情報

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から1月間	環境衛生課
採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	中小企業支援室 経営支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	中小企業支援室 経営支援課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点、適性試験の適否	合格発表の日から1月間	動物愛護畜産課
環境農林水産総合研究所 農業大学校入学試験	総合得点、科目別得点、 総合順位	合格発表の日から3月31日 まで	環境農林水産総合研究所
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室 人材育成課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室 人材育成課
大阪府立北大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及 び面接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立北大阪高等 職業技術専門校
大阪府立東大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び面 接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立東大阪高等 職業技術専門校
大阪府立夕陽丘高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面接 試験及び適性検査の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立夕陽丘高等 職業技術専門校
大阪府立南大阪高等職業 技術専門校入校選考試験	選考の順位並びに学科試験及び面 接試験の得点	合格発表の日から3月間	大阪府立南大阪高等 職業技術専門校
大阪障害者職業能力開発校 入校選考試験	選考の順位並びに学科試験、面接 試験、適性検査及び運動検査の得 点	合格発表の日から3月間	大阪障害者職業能力 開発校
大阪府立高等学校入学者 選抜 ・特別入学者選抜 ・大阪府立豊中高等学校能勢分 校に係る入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入学 者選抜 ・日本語指導が必要な帰国生 徒・外国人生徒入学者選抜 ・一般入学者選抜 一般選抜（追学力検査） ・二次入学者選抜	・学力検査の得点、実技検査の得 点のうち請求者が受検したもの ・調査書中の各学年の各教科の評 定 ・面接の評価、自己申告書の評価 及び調査書中の活動／行動の 記録の評価（特別選抜における全 日制の課程総合学科（エンパワメ ントスクール）、多部制単位制1 部及び2部並びに大阪府立豊中高 等学校能勢分校のみ）	4月1日から同月14日 まで	当該入学者選抜を 実施した府立高等 学校
大阪府立知的障がい高等 支援学校職業学科入学者 選抜	・適性検査 ・作業検査	4月1日から同月14日 まで	当該入学者選抜を実施 した府立知的障がい 高等支援学校

大阪府立富田林中学校 入学者選抜	・適性検査の得点 ・作文の得点	3月19日から同月25日 まで	大阪府立富田林中学校
大阪府立大学工業高等専門学校入学者選抜	・学力検査の得点、小論文検査の 得点のうち請求者が受験したも の ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月14日 まで	大阪府立大学工業高等専 門学校

(注) 1 開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがある。

8 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況

個人情報の流出事故の発生等が社会的な問題となっており、事業者等個人情報を大量に扱う組織に対して、個人情報保護への適切な対応を求める声が高まっている。

こうした中、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する府民等からの苦情相談に対しては内容を確認したうえで、個人情報保護委員会など各監督官庁に取り次ぐなど、適切な対応を行うとともに、個人情報保護法及び大阪府個人情報保護条例に関する知識の普及、啓発の推進を図った。